

令和四年 第一回（三月）市議会定例会

（令和四年二月二十五日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和四年第一回三月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに「大月バイパス全線開通及び法雲寺新橋完成について」であります。大月市街地にて完成を期待していました国道二十号大月バイパスが、いよいよ本年の四月二十三日に全線開通する見通しとなりました。

大月バイパスは、駒橋から花咲までの延長三・二キロメートルのバイパス整備事業で、昭和四十八年に事業化され、平成八年に工事着手、平成十九年に大月市駒橋から大月二丁目国道一三九号までの第一工区が先行して開通しております。

現在、第二工区として都留高校南交差点から中央自動車道大月インターチェンジ入口交差点までの一・五キロメートル区間において、この春の開通を目指し、工事が進められてきました。

本事業は、長きにわたり地元の様々な方々からのご協力と関係者のご努力によつて進められてきた事業であり、事業推進にお力添えをいただいていた全ての皆様に厚く御礼を申し上げます。

バイパス完成により、交通ネットワークが整備され、本来の目的である慢性的な渋滞の緩和や防災力の強化など本市における社会的・経済的發展に寄与すること、及び市街地の交通量の減少により、現道における商店街や地域の賑わい創出に向けた新たな取り組みについても検討が始まり、今後の活用方法にも期待されるところであります。

また、令和元年十月に発生した台風十九号の大雨による橋脚沈下の影響で、現在に至るまで応急仮設橋にて供用がされておりました、初狩町の国道二十号法雲寺橋につきましても、四月三日には新しい橋が供用開始される見込みとなっております。

工事期間中は、地域住民の皆様にはご不便ご迷惑をおかけしておりますが、開通後も旧橋の解体工事等が行われる予定でありますので、引き続き、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

次に平成三十一年より大月駅北側に建設を進めておりましたビジネスホテル東横インは「東横イン富士山大月駅」として三月三十一日に竣工式を迎え、開業することとなりました。

ホテルのオープンに伴い、多くのお客様が市内を訪れ、滞在することとなり、市内の観光や雇用、経済に大きな影響を与えるものと大変、期待を寄せているところであります。

次に、「新型コロナウイルスワクチンの追加接種について」であります。

新型コロナウイルスのオミクロン株が、全国で猛威を振るっており、各地域で過去最多の感染者数を記録いたしました。

市内の感染者数も、多数確認されていることから、三回目の追加接種を進めており、昨年十二月には医療従事者の接種を開始、今年一月には、高齢者施設の入所者及び従事者への接種を行いました。

また、六十五歳以上の三回目の接種券につきましては、二回目接種から、概ね六カ月を経過した方に順次発送し、予約については、二月七日から開始し、市内十四医療機関での個別接種が順調に進んでおります。

本市でのワクチン接種は、医療機関のご協力により、前回と同様に個別接種と集団接種とし、集団接種は、大月短期大学体育館で二月二十日から土曜日午後と日曜日に行っております。

なお、予約の方法は、LINE、コールセンター又は、各医療機関へ直接電話にて予約することとなっております。

順調に接種が進んだ場合、五月中に十八歳以上の接種希望者への接種が概ね完了する見込みであります。

また、厚生労働省が五歳から十一歳までの子どもを新型コロナワクチンの接種対象とすることを正式に承認したことから、本市においては、接種について対象の保護者へ希望等のアンケート調査を実施し、接種の準備を進めているところであります。

オミクロン株は非常に感染力が強く、感染スピードが極めて速いことが大きな特徴であり「感染防止策の徹底」が依然として重要であることから、市民の皆様には、マスクや手洗いなどの基本的な感染予防対策を継続していただくよう、改めてお願い申し上げます。

次に、「がんばろう大月キャッシュレス決済還元事業」についてであります。

コロナ禍の影響により低迷する、市内飲食店や小売店などの消費喚起及びウィズコロナ時代の新生活様式であるキャッシュレス決済の普及促進のため、QRコード決済を利用したポイント還元事業を新年度より実施する予定であります。

この事業を契機として、事業者においては専用端末導入費が不要で現金管理の煩わしさが解消されるなどの効率性、また消費者は現金を持ち歩かずに済む利便性やポイント還元による利得性を体験していただき市内での消費拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により、大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売り上げが大きく減少している中小法人や個人事業者に対し、国は、事業の継続及び立て直しのための取り組みを支援するため「事業復活支援金」の給付を行っているところ

であります。

本市といたしましても、コロナ禍の影響を受けた事業の継続や回復を支援する必要があることから、国の「事業復活支援金」に追加で応援金の給付を行う、「がんばろう大月事業復活応援金事業」として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として新年度に実施する予定であります。

支給の要件は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で、基準月の売上高と比較して三十パーセント以上減少した支援金受給者に対しその金額の二割分を追加支給するものとなります。

事業者の皆様には、国と市の給付金を活用し、ウィズコロナ時代を乗り切り、事業継続に繋げていただきたいと考えております。

次に、「ふるさと納税の状況について」であります。

本市では、これまで、「さとふる」「楽天」「ふるさとチョイス」「ふるナビ」「JRE モールふるさと納税」「ANAふるさと納税」の六社のふるさと納税業務支援業者と委託契約を締結し、寄付していただきやすい環境を整えるとともに、寄付額の増額に努めてまいりました。

また、昨年十月から、市内の加盟店で電子ポイントとして利用できる電子感謝券を導入し、寄付者にも使いやすい仕組みを構築しているところであります。加えて「楽天市場」においてPR広告を行っており、一定の効果を確認しているところであります。

一月末現在の寄付額は、四億八千万円を超え、昨年に引き続き、多くの方々よりご寄付をいただいております。

また、「大月市ふるさと納税特産品開発事業費補助金制度」についても好評であることから、予算枠の拡充を図り、魅力ある返礼品の増加に努めてまいりたいと考えております。

コロナ禍において、市税等の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測されることから、ふるさと納税の増額は、財政健全化に向けて、大きな鍵となると考えておりますので、引き続き、本市の魅力を広くPRしながら、大月ファンを増やし、寄付額の増額に努めてまいります。

次に、「グリーンワーケーションの進捗について」であります。

コロナ禍におけるテレワークや二拠点居住といった新しい生活様式によって、本市が持つ都心へのアクセスの良さや豊かな自然環境を生かし、新たな関係人口の創出や移住者を増やしていくため「山梨・大月生涯青春大学プロジェクト」を立ち上げ、本市の将来を考えるワークショップの実施や小中学生に二十年後の大月の未来に向けたアンケート調査を実施するなど、ビジョンマップの作成に取り組みと共に、首都圏を中心に、本市の魅力を知っていただくためのPR事業も進めております。

また、山梨県の「やまなし二拠点居住拠点整備推進事業費補助金」を活用し、テレワークなどの拠点として、JR大月駅から徒歩圏内で周辺に農地や河川が広がるワーケーションに適した旧浅利教員宿舎をサテライトオフィスとして改修し、オフィススペース5室の改修工事が十二月末に完了したところであります。

今後はワーケーションのお試し利用も含め、個人事業主や企業のサテライトオフィスや人流・物流の拠点として活用していく予定となっております。

次に、「人口減少対策」についてであります。

本市の人口減少率は、社会増減では転出超過の状況が若干改善されたものの、県外への就職を理由とした転出者数は依然として多い状況であります。

自然増減では、他市に比べて出生率が低く、死亡率が高い状況となっております。出生率が低い要因には晩婚化や就職を機に若年層が東京圏に転出していることなども影響していると考えております。

また、人口ビジョンの目標値と比較しても、同様に社会増減は概ね計画どおりの推移となっておりますが、自然増減は目標値を下回った結果となっております。

移住相談では、東京都や近県の方々より自然豊かな環境や畑付きの空き家を求める相談内容が増えており、移住、定住や二拠点居住のニーズは更に増えていると感じております。

このようなことから、まずは賃貸等で本市での二拠点を試していただくための賃貸物件の登録数を増やすため、空き家バンク登録推進奨励金制度を設けることといたしました。

まずは、大月を知っていただき、さらに二拠点を試すことで、大月ファンを増やし、移住定住に繋げてまいりたいと考えております。

また、新たに新婚新生活支援事業をスタートし、新婚世帯が市内で新生活を開始するための住居及び引っ越しに要する費用の一部について支援を行うことで、少子化対策及び子育てしやすいまちづくりの推進や人口流出の抑制、人口減少対策に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告案件一件、条例案件七件、予算案件が十四件、その他の案件が一件の計二十三件であります。

はじめに、報告第一号の「専決処分事項について承認を求める件」についてであります。

これは、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分いたしました

した条例について同条第三項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものであります。

専決第一号「大月市長等の給与の減額に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、昨年九月に公表しました福祉介護課職員の公文書の不適切な取り扱いの管理監督責任等により市長の給与を減額するものであり、一月三十一日に専決処分いたしました。

次に、条例案件であります。

まず、議案第一号「大月市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うための人事院規則の改正に準じて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第二号「大月市職員の育児休業等に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律等が改正されたことに伴い、非常勤職員の育児休業について規定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第三号「大月市長等の給与の減額に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、本市の財政状況等を考慮し、市長及び教育長等の給与を減額するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第四号「大月市国民健康保険税条例中改正の件」についてであります。

これは、健康保険法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児の被保険者均等割の減額について規定する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五号「大月市公共物管理条例中改正の件」についてであります。

これは、大月市が管理する法定外公共物の普通河川について、占用料の額を県に準じて改正するものであります。

次に、議案第六号「大月市消防団員等公務災害補償条例中改正の件」についてであります。

これは、国民年金法等の一部改正により、責任共済法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第七号「大月市勤労青年センター設置及び管理条例廃止の件」についてであります。

これは、令和四年三月三十一日をもって施設を閉館することから条例を廃止するものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

まず、議案第八号「令和四年度大月市一般会計予算」についてであります。予算総額は、百二十二億八千七百万円で、前年度予算に対し、四億八千二百万円、率として四・一パーセントの増となっております。

主な歳入であります。市税は、固定資産税が、償却資産などの減により前年度と比較し九千万円余り減額の二十八億二千四百万円余り、また、市民税については、直近の歳入見込から一億三千八百万円余り増額の十一億一千三百万円と見込み、市税全体では、前年度と比較し四千八百万円余り増額の四十一億四千七百万円余りを計上いたしました。

地方交付税は、市税の歳入見込みなどから、普通交付税を、前年度より二億四千九百万円の増額を見込み、地方交付税全体で、二十八億五千万円を計上いたしました。

国庫支出金は、幼稚園・保育所（園）の再編整備事業への保育所等整備交付金などの増額により、前年度と比較し八千万円余り増額の十四億二千万円余りであります。

市債は、前年度と比較し、一億二千九百万円余り減額の九億六千万円余りであります。

次に、主な歳出であります。総務費は、庁舎管理事業の減などにより、前年度と比較し、五千七百万円余り減額の十五億六千万円余りであります。

民生費は、幼稚園・保育所（園）の再編整備事業などの増により、前年度と比較し、三億四千六百万円余り増額の三十六億六千万円余りであります。衛生費は、富士東部広域環境事務組合負担金の増などにより、前年度と比較し、三千七百万円余り増額の十八億六千万円余りであります。

農林水産業費は、林道改良事業の増などにより、前年度と比較し、一億三千五百万円余り増額の三億四千四百万円余りであります。

商工費は、キャッシュレス決済還元事業などのコロナ対策事業の増により、前年度と比較し、八千二百万円余り増額の一億七千八百万円余りであります。土木費は、大月駅周辺基盤整備事業の減などにより、前年度と比較し、一億二千九百万円余り減額の十一億百万円余りであります。

消防費は、高規格救急自動車整備事業の増などにより、前年度と比較し、四千六百万円余り増額の六億五千七百万円余りとなっております。

教育費は、学校ICT整備事業の増などにより、前年度と比較し、二千百万円余り増額の十億九千二百万円余りであります。

公債費は、前年度と比較し、ほぼ同額の十六億七千万円余りとなっております。

次に、議案第九号「大月市大月短期大学特別会計予算」につきましては、短

大運営経費など、三億四千三百万円余りを計上しております。

次に、議案第十号「大月市国民健康保険特別会計予算」につきましては、保険給付費など、二十八億四千七百万円余りを計上しております。

次に、議案第十一号「大月市簡易水道特別会計予算」につきましては、簡易水道施設整備事業及び市営簡易水道の管理運営、各地区の小規模水道等の滅菌管理費用など、五億五千二百万円余りを計上しております。

次に、議案第十二号「大月市下水道特別会計予算」につきましては、施設整備費及び維持管理経費など、五億九千三百万円余りを計上しております。

次に、議案第十三号「大月市介護保険特別会計予算」につきましては、保険給付費及び地域支援事業費など、二十九億四千五百万円余りを計上しております。

次に、議案第十四号「大月市介護サービス特別会計予算」につきましては、要支援者に対する介護予防経費といたしまして、六百五十万円余りを計上しております。

次に、議案第十五号「大月市後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金など、七億五千五百万円余りを計上しております。

以上、七つの特別会計の歳入につきましては、それぞれの事業に係る収入及び国県支出金、一般会計からの繰入金などで賄っております。

続きまして、令和三年度補正予算案についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、年度末までの事業費の見込みによる精査及びそれに伴う国県支出金などの調整等により予算編成を行いました。

まず、議案第十六号「大月市一般会計補正予算(第九号)」につきましては、歳入歳出それぞれ一億五千万円余りを増額し、予算総額を百四十一億三千八百万円余りとしたところであります。

歳出の主な内容といたしましては、財政調整基金積立金二億五百万円余り、路線バス運行に係る赤字補てん補助金七千四百万円余りを増額しております。

次に、議案第十七号「大月市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)」につきましては、保健事業費の確定による減額などにより、百五十万円を減額しております。

次に、議案第十八号「大月市簡易水道特別会計補正予算(第二号)」につきましては、市営簡易水道施設災害復旧費の増により三百万円余りを増額しております。

次に、議案第十九号「大月市下水道特別会計補正予算(第二号)」につきましては、事業執行見込みにより千三百万円余りを減額しております。

次に、議案二十号「大月市介護保険特別会計補正予算(第三号)」につつま

ては、保険給付費の増により一千万円を増額しております。

次に、議案第二十一号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)」につきましては、後期高齢者広域連合納付金などの増により六百万円余りを増額しております。

続きまして、その他案件についてご説明申し上げます。

議案第二十二号「大月市水稻育苗センター指定管理者指定の件」についてであります。

これは、真木地区にあります大月市水稻育苗センターの指定管理者をクレイン農業協同組合に指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。